資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千五百二十万円減少し三百八十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十四年八月九日

東京都目黒区自由が丘一丁目二四番六号

有限会社プレシャスクローマ

取締役　戸倉　博之

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社は会社設立後決算期未到来のため、確定した事業年度はありません。

平成二十四年八月九日

奈良市大宮町六丁目六番地の一―二〇四号

株式会社ＹＡＳＵエンタープライズ

代表取締役　今谷　康弘

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百万円減少し五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十四年八月九日

愛媛県伊予市上三谷甲一五四二番地五

有限会社鳳英

代表取締役　武智　英明

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十四年九月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十四年八月九日

広島県竹原市忠海床浦二丁目一六番五一号

株式会社森川鉄工所

代表取締役　大本　圭介

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である中嶋武彦及びデビッド・エリスが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年八月九日

東京都港区海岸三―五―一〇第一東運ビル五階

Schiavello System International Pty Ltd　日本における代表者　中嶋　武彦

同　デビッド・エリス

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である恵藤英郎が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年八月九日

大阪市北区梅田三丁目三番五号

大和事務処理中心大連有限公司

日本における代表者　恵藤　英郎

限定承認公告

本籍長崎県佐世保市長坂町五二二番地一、最後の住所愛知県一宮市大和町妙興寺字三十八社前三番地ハイツラポール二〇二号

被相続人　亡　緒方　嘉信

右被相続人は平成二十二年十一月二日死亡し、その相続人は平成二十四年七月三十一日名古屋家庭裁判所一宮支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月九日

愛知県北名古屋市井瀬木高畑一三〇―二

相続財産管理人　緒方　孝志

限定承認公告

本籍京都府久世郡久御山町田井荒見五二番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　田井　義泰

右被相続人は平成二十四年一月十一日死亡し、その相続人は平成二十四年八月二日京都家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月九日

京都府久世郡久御山町田井荒見五二番地

相続財産管理人　田井　保広

限定承認公告

本籍和歌山県橋本市岸上三六四番地二号、最後の住所和歌山県伊都郡九度山町大字東郷二八六番地

被相続人　亡　永坂　數也

右被相続人は平成二十三年十月九日死亡し、その相続人は平成二十四年七月三十日和歌山家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月九日

大阪府堺市西区津久野町一丁六番三五―七一四号

相続財産管理人　永坂　祐輔

定款変更につき通知公告及び基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十四年八月十日開催予定の臨時株主総会及び同日開催予定の普通株式の株主による種類株主総会の特別決議に基づき、定款を変更して、当社普通株式につき株主総会の決議によってその全部を当社が取得する旨の定め（以下「全部取得条項」といいます。）を設けることといたしましたので、公告いたします。

なお、当該定款変更の効力は、平成二十四年九月三日に発生いたします。

また、当社は、右記臨時株主総会における、全部取得条項が付された当社普通株式（以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）の取得の特別決議に基づき、平成二十四年七月十三日開催の取締役会において平成二十四年八月三十一日を基準日と定め、同日最終の当社の株主名簿に記載または記録された株主（但し、当社を除きます。）をもって、平成二十四年九月三日を取得日としてその所有する全部取得条項付普通株式を当社が取得し、当該取得と引換えに全部取得条項付普通株式一株につき新たに発行する当社Ａ種種類株式を十二万七千九百六十分の一株の割合をもって交付する株主として定めることといたしましたので、公告いたします。

平成二十四年八月九日

大阪市中央区道修町一丁目四番八号

今中株式会社

代表取締役社長　今中　俊平

訂正公告

平成二十四年八月一日（号外第一六六号）掲載の解散公告（第一回）中、「清算人　川口　正治」とあるは、「清算人　川口　正浩」の誤りにつき訂正します。

平成二十四年八月九日

和歌山市栄谷一五一番地

社団法人和歌山県放送中継施設整備センター

清算人　川口　正浩

正　誤

ページ	段	行	誤	正
一二四一〇	一一		死亡年月日平成23年11月21日	死亡年月日平成23年11月21日ごろから30日ごろまでの間

平成二十三年六月三日公布法律第六十一号民法等の一部を改正する法律附則第三十九条中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成　年法律第　号）」は、平成二十四年四月六日労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の公布により「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十七号）」となった。

平成二十三年六月二十四日（号外第百二十四号）公布法律第七十四号情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律附則第一条第四号中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成　年法律第　号）」は、平成二十四年四月六日労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十七号）」となった。

内閣官房官報報告主任

ページ	段	行	誤	正
一二四一〇	一一		死亡年月日平成23年11月21日ごろから30日ごろまでの間	死亡年月日平成23年11月21日

平成二十四年六月二十六日掲載のさいたま家庭裁判所に係る平成二十四年（家）第五〇二号相続財産管理人の選任中

（原稿誤り）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　八月九日付第一七二号六四　ページ●同日付政府調達第一五一号二四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）